

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年3月23日

阿久根市長 西平良将

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

○ 大川地区

（牛之浜，中仁田，中屋敷，的場，川畑中，尻無）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年3月18日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人： 1 経営体

法人：

※ 平成27年度中に、地区内認定農業者を地域の担い手として位置付け予定である。

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分にいない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

基盤整備事業等により整備された農地があり，農家がリタイアや経営転換等を行う際には，農地中間管理機構を活用することで検討中である。

また，地域においても活用が見込めれば，活用するよう検討する。

6. 地域農業の将来のあり方

地域内の認定農業者だけでなく，地域の実情等を考慮し，地域の担い手へと位置付けを行い，今ある農地を守っていく。